ご家庭の もえるごみ の出し方　令和５年４月～
「ごみ処理券」→「有料指定ごみ袋」方式に
～「もえないごみ」は令和５年１月から「有料指定ごみ袋」方式を導入しています～

ご家庭の「もえるごみ」の出し方は、「ごみ処理券」方式が終了して、令和５年４月から「有料指定ごみ袋」方式に完全移行します。

また、「もえないごみ」についても、令和５年１月から「有料指定ごみ袋」方式を導入しています。

ご家庭の「もえるごみ」と「もえないごみ」の出し方は次のとおりです。

詳しくは市ＨＰをご覧いただくか、クリーンセンター（☎89－4124）へ。

市ＨＰ

ごみ収集日や、有害ごみ、ビン・カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装【ボトル・カップ・トレイ（パック）類】、大型ごみ（有料）の収集方法、事業系ごみの出し方は、変更ありません。

●「もえるごみ」「もえないごみ」の出し方

もえるごみ

「無料可燃ごみ処理券」の使用は令和５年３月末までです。
「ごみ処理券」を使い切った場合や４月１日以降は、「有料指定ごみ袋」を使用してください。
※「乳児用無料可燃ごみ処理券」は、令和８年３月末まで使用可

使用できるのは、令和５年３月末まで

有料指定ごみ袋に入れる場合
大（45ℓ）：10kgまで　小（25ℓ）：６kgまで

生ごみ
水をよく切って（出す前にもうひと絞りを）

プラスチック・ビニール類
30cm以内に切って（ホース類も）
取りはずし困難な金属が含まれていても可
はずせる金属部分はもえないごみへ

革製品、靴、ゴム製品
取りはずし困難な金属が含まれていても可

布団、毛布、敷物
30cm以内に切って（大型ごみで有料の戸別収集ができます。）

枝木、剪定枝（太さ8cm以下）
30cm以内に切って袋に入れて出してください。

※袋に入れるごみの大きさは１辺 30cm 以内

もえないごみ

有料指定ごみ袋に入れて出してください
大（45ℓ）：10kgまで　小（25ℓ）：６kgまで

ガラス類、陶磁器類

金属類、小型家電製品

カサ

発火性のもえないごみは…　無料回収

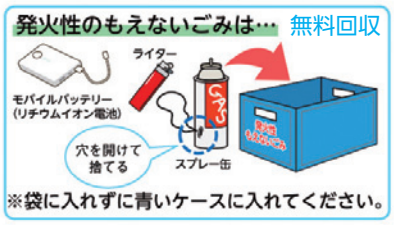

※袋に入れずに青いケースに入れてください。

指定ごみ袋に入らないサイズのもえないごみは…
ごみ袋に入らないサイズのもえないごみは、大型ごみとして有料の戸別収集をご利用ください。
※簡単に分解できるものは、分解し指定ごみ袋に入れて出してください。分解した場合は、重量に注意してください。
注）10kgを超えるごみは「大型ごみ」です

有害ごみは無料回収

- 乾電池は、「廃乾電池用のケース」に入れてください
- 蛍光灯、水銀の体温計は、「有害ごみ」です。「もえないごみ指定ごみ袋」に入れずに出してください

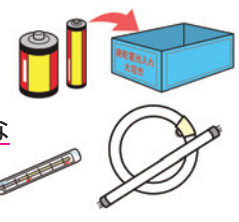

●指定ごみ袋の種類と価格（１セット10枚入・税込）

もえるごみ指定ごみ袋
大　45ℓ相当（10枚入）500円
小　25ℓ相当（10枚入）300円

もえないごみ指定ごみ袋
大　45ℓ相当（10枚入）500円
小　25ℓ相当（10枚入）300円

●指定ごみ袋の販売場所

スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、農協などの取扱所、市役所売店、各地域事務所、市民サービスセンターなど（「大型ごみ」・「事業系可燃ごみ」の処理券も販売）。

●家庭用可燃ごみ処理券などの使用期限と今後の取り扱い

お手元にある各種ごみ処理券は、下表の使用期限まで、有料指定ごみ袋と併用することができます。

また、今後の取り扱いについては、下表のとおりです。

使用期限	今後の取り扱い
無料可燃ごみ処理券（緑色のシール）	
令和５年３月31日	残った処理券は、例年どおり、自治会ごとの回収報償金の対象となります
乳児用無料可燃ごみ処理券（乳児用シール）	
令和８年３月31日	新たに住民登録する０歳児には、もえるごみ指定ごみ袋を支給します
有料可燃ごみ処理券（赤色のシール）	
令和11年３月31日	市民サービスセンター、各地域事務所、環境衛生課、クリーンセンターで、処理券１枚当たり、もえるごみ指定ごみ袋「大３枚」または「小５枚」と交換できます（交換期限 令和５年12月28日）
福祉シール（緑色のシール）	
令和５年３月31日	新たな申請者には、もえるごみ指定ごみ袋を支給します ※継続申請は令和５年４月から受付

●事業活動で排出される「もえるごみ」の注意事項

事業活動で排出される「もえるごみ」を地域のごみステーションに出す場合は、ステーション設置・管理者である自治会に確認の上、これまでどおり「事業系可燃ごみ処理券（有料）」を貼って出してください（１日10kg以内）。

家庭用の「指定ごみ袋」は使用できません。